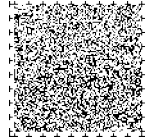


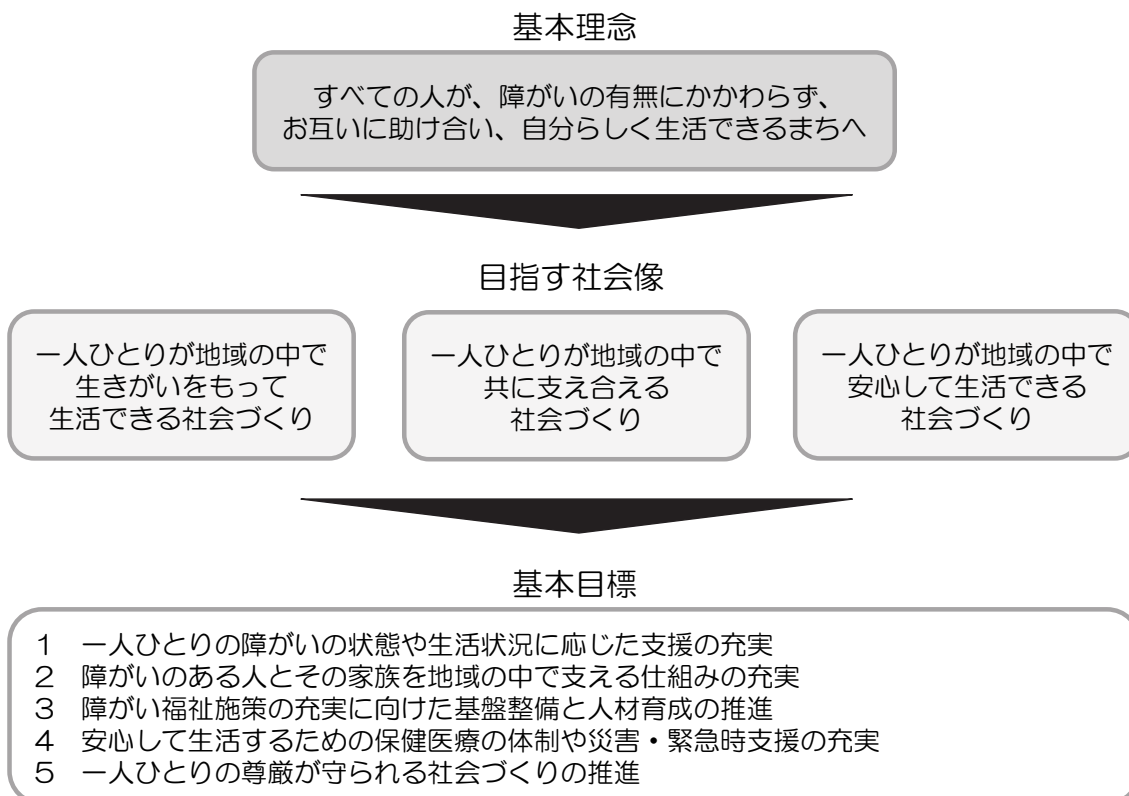
## 第2章 計画の考え方

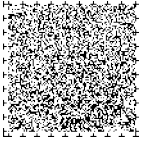


### 1. 計画の基本的な考え方

『きらり ふじさわ』中間見直しにおいては、当初計画の「基本理念」や、「目指す社会像」、「基本目標」の考え方を継承し、社会動向や法制度、当事者や支援者等のニーズの変化に適切に対応することを目的として、当該理念と社会像の実現に向けた具体的な施策を展開していきます。

図表 2-1 「『きらり ふじさわ』中間見直し」の基本理念・目指す社会像・基本目標





## 2. 基本理念

### 基本理念

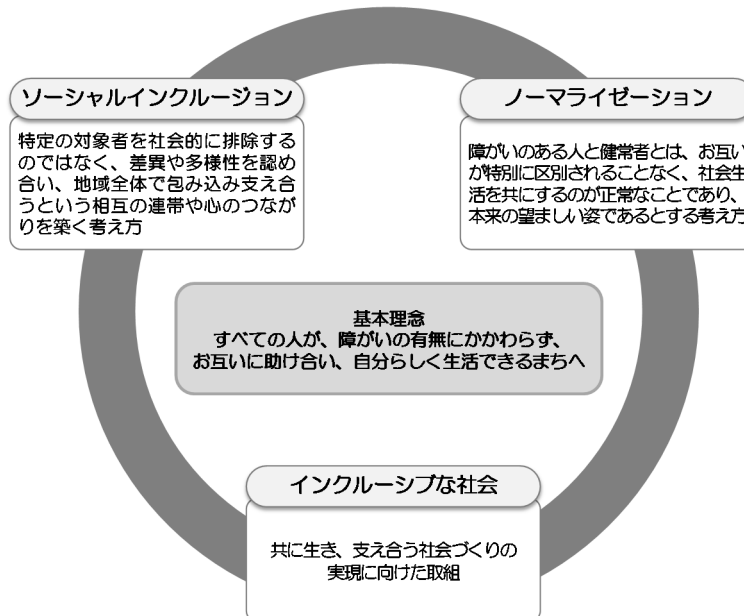
すべての人が、障がいの有無にかかわらず、  
お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ

この社会のすべての人には自分らしく生きていく権利があります。権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の自立した生活と地域社会への包容等について定められています。また 2011 年（平成 23 年）に障害者基本法が改正され、2016 年（平成 28 年）には差別解消法が施行されるなど、地域で生活している一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、お互いを支え合う共生社会の実現が求められています。

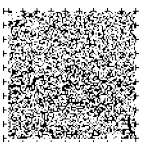
しかし、障がいのある人は、障がいを理由とする差別や、合理的配慮の不提供等により、社会の中で様々な制限や制約（以下「社会的障壁」）を受けています。この社会的障壁を除去するためには、必要な支援や合理的配慮の提供等により、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等に起因する不自由な状況を改善し、一人ひとりの尊厳と自律を保障する必要があります。また、社会生活を行う上での様々な選択の機会において、障がいのある人の意思や自己決定が尊重されるように配慮する必要があります<sup>(6)</sup>。

本市は、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン、そしてインクルーシブな社会の概念を踏まえ、障がいのある人、地域住民、そして行政が、お互いに助け合い、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが自分自身の意思や決定に基づき<sup>(7)</sup>、自分らしく生活できるまちづくりに向けた取組を推進します。

図表 2-2 計画策定の視点と『きらり ふじさわ』中間見直し」の基本理念



(6・7) 国の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「意思決定支援ガイドライン」）の趣旨を踏まえ、中間見直しで追記しました。



### 3. 目指す社会像

本章第2節の基本理念を踏まえ、『『きらり ふじさわ』中間見直し』においても、本市が目指す社会像を、引き続き次のように設定します。

#### 一人ひとりが地域の中で生きがいをもって生活できる社会づくり

障がいのある人が、自らの人生を自身の意思で選択・決定し、自分の役割と居場所を見つけ、生きがいを持って生活を送ることができる社会が求められています。就学や就労、地域活動への参加等を通じて、障がいのある人が積極的に社会や地域にかかわり、様々な活動に取り組んでいけるような環境の整備が必要になります。

本市は、障がいのある人の社会参加を促進し、一人ひとりが地域の中で生きがいを持って生活できる社会づくりを目指します。

#### 一人ひとりが地域の中で共に支え合える社会づくり

障がいのある人が、個人の努力だけで地域で自立した生活を送ることは困難が生じる場合があります。生活の様々な場面で他者の協力が必要になる場合があります。支援が必要な障がいのある人の生活を支えるため、本市では相談支援体制や発達に遅れのある子どもに対する支援の充実・強化を進めてきました。『『きらり ふじさわ』中間見直し』においても、こうした「公助」の強化を図る必要があります。

一方、障がいのある人やその家族でも、ピアカウンセリングやボランティア活動等、広く社会に対して参画・協力できることが多くあります。必要な支援体制を整備するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にし、支え合い、助け合うことのできる関係を構築していくことが必要です。

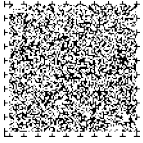
本市は、行政や市民が障がいのある人を支え、障がいのある人も市民として地域にかかわっていく、一人ひとりが地域の中で共に支え合える社会づくりを目指します。

#### 一人ひとりが地域の中で安心して生活できる社会づくり

障がいのある人が、生活環境や法令・制度、人々の気持ち等の社会的障壁によって、社会への参加が妨げられることのない、ユニバーサルな社会づくりが求められています。こうした流れは、差別解消法の成立によりますます加速しており、本市においてもさらなる取組が必要となります。また、地震や津波等の自然災害への対策や見守り等の防犯対策、いつでも安心して医療が受けられる体制づくりも重要となります<sup>(8)</sup>。

障がいの有無にかかわらず安心して生活できる環境づくり・まちづくりという視点に立って、様々な社会的障壁をなくすとともに、いざというときに障がい

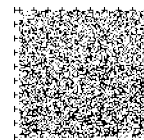
(8) 防犯意識の高まりや、障がいのある人の医療的ケアのニーズ増加を踏まえ、中間見直して追記しました。



のある人の生活を支える仕組みを構築することが必要です。

本市は、一人ひとりが地域の中で安全・安心な生活ができる社会づくりを目指します。

## 4. 基本目標



『きらり ふじさわ』中間見直し」の基本理念である「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」の実現に向け、当初計画に引き続き、5つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実

障がいのある人が、就学前から成人後までの様々なライフステージや障がい特性、個々の状況に応じた適切な支援を、切れ目なく利用することができる体制づくりを進めます。また、障がい者施策の対象となった時期が比較的新しい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病のある人への支援の充実に努める等、「一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実」に向けた取組を推進します。

### 基本目標2 障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実

障がいのある人やその家族等の経済的・身体的・精神的な負担を軽減し、また、自己の状況や希望に応じた適切なサービス等を利用し、社会活動の幅を広げていくことができるよう、「障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組み」の充実に努めます。

### 基本目標3 障がい福祉施策の充実にに向けた基盤整備と人材育成の推進

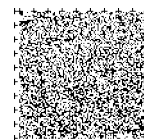
障がいのある人が、必要なサービスを円滑に利用することができるよう、相談機能の専門性と利便性を高め、サービス提供の量的な拡充を図ります。また、保健・医療・福祉・教育・就労といった、関係機関の連携を通じた情報の共有や人材育成等を行い、サービスの質や利便性の向上に努める等、「障がい福祉施策の充実にに向けた基盤整備と人材育成」を推進します。

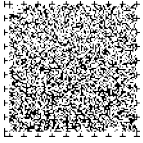
### 基本目標4 安心して生活するための保健医療の体制や災害・緊急時支援の充実

障がいのある人が、必要な医療を受けられ、また、本人や保護者・家族等の急な体調悪化や災害等の緊急時において、必要な支援が受けられないという事態を防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、緊急時の受け入れ・支援体制<sup>(9)</sup>や医療的ケア供給体制の整備、ふじさわ防災ナビの周知といった防災対策等、「安心して生活するための保健医療の体制や災害・緊急時支援」の充実にに向けた取組を推進します。

---

(9) 国の地域生活支援拠点等の整備に関する基本的な考え方を踏まえ、中間見直しで追記しました。





## 基本目標 5 一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進

障がいの有無にかかわらず、市民として当たり前で生活を送ることができるよう、建物の入口の段差等の物理的障壁のほか、障がいに対する理解不足や偏見といった心理的な障壁等、社会に存在するハード・ソフト両面のバリアを取り除き、また、市民全体の障がいに対する偏見の解消や合理的配慮の意識を高め、障がいのある人の意思や決定を尊重するための取組を実施し<sup>(10)</sup>、「一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進」を図ります。

---

(10) 意思決定支援ガイドラインの趣旨を踏まえ、中間見直しで追記しました。